

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	街路事業（バイパス整備）					
地区名	知多都市計画道路 3・4・14号荒尾大府線（加加工区）					
事業箇所	東海市荒尾町地内					
事業のあらまし	<p>都市計画道路荒尾大府線は、東海市荒尾町の西知多産業道路から大府市長根町の都市計画道路名古屋刈谷線まで知多半島北部を東西に横断する幹線道路である。</p> <p>東海市内においては、荒尾町地内の名鉄常滑線を越える区間が未整備区間となっており、当地域から主要な道路交通結節点である東海インターへのアクセス道路となる西知多産業道路荒尾インターへの接続利便性を飛躍的に向上させるため当該区間の整備が必要である。</p> <p>また、名鉄常滑線の西側は東海中新田区画整理事業により整備され、東側では東海荒尾第二特定土地区画整理事業により市街地整備が現在進められているところであるが、市街地整備の効果を高めるためにも両地区をつなぐ道路の一体的な整備が必要である。</p> <p>そのため、本事業により西知多産業道路に接続し、東海インターへのアクセス性の向上を図るとともに、両地区をつなぐことで魅力ある市街地の形成に寄与するものである。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■広域交通性の向上 ■魅力ある市街地の形成 <p>【副次目標】</p> <p>—</p>					
事業費	事業費		内訳			
	16.7億円		□工事費11.1億円、□用補費4.9億円、□その他0.7億円			
事業期間	採択年度	平成8年度	着工年度	平成8年度	完成年度	平成21年度
事業内容	<p>道路新設</p> <p>（L=329m、W=18m、車線数2）</p>					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■広域交通性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・当該区間の整備により信号の多い市街地を通過する事なく西知多産業道路荒尾インターを経由して、主要な道路交通結節点である東海インターにアクセスできるようになった。 ■魅力ある市街地の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・整備前は、東西を連絡する道路がなかった両地区に新たに道路を整備したことによりつながりができ、周辺地区が一体的に発展した。 ・沿線企業へのアンケートにおいて、「通勤時間が短縮された」など便利になったとの回答が約7割あった。また、回答者の約3割が事業区間を利用して買い物に行っており、「荒尾町内のショッピングセンターを利用しやすくなった」など、そのすべての利用者が便利になったと回答していることから、整備により域内交通の利便性が向上したと言える。 <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>当該事業区間の整備により、主要な道路交通結節点である東海インターへのアクセス性が向上した。また、東西の地区につながりができたことで魅力ある市街地の形成に寄与していることから事業目標は十分に達成している。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>—</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>—</p>				

【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】

		事業採択時	実績	備考
事業期間		平成8～14年度	平成8～21年度	
事業費 (億円)	工事費	12.1億円	11.1億円	
	用地補償費	5.2億円	4.9億円	
	その他	3.2億円	0.7億円	
	合計	20.5億円	16.7億円	
効果の 算定 要因	交通量(台/日)	—	—	
	平均旅行速度 (km/h)	—	—	

【事業期間に対する評価】

本事業は、平成8年度に事業認可を受けて着手したが、用地調査を実施したところ無籍地の存在などにより公図混乱が生じていることが明らかとなり、土地家屋調査士による法務局との調整等を行い解決に努めたが、新旧公図の摺合せ及び相続人の確認作業に時間を要したことから、結果として事業期間を7年延伸することとなった。今後、このような公図混乱が生じる可能性がある場合は、早期に土地家屋調査士と調整を行い解決に努める必要がある。

【事業費に対する評価】

- ・物価の変動等により工事費等が減少した。
- ・用地補償費において、事業着手後に行われた損失補償基準の改訂等を踏まえ見直しを行った結果、当初よりも減少した。

【効果の算定要因に対する評価】

本事業は、魅力ある市街地の形成に寄与したものであり、交通量や旅行速度に関係しないことから便益については算定不能とした。

【貨幣価値化困難な効果】

本事業により、主要な道路交通結節点である東海インターへのアクセス性が向上している。また、東西の地区につながりができ魅力ある市街地の形成につながった。

化境よる実③
のる施事
変環に業

沿線住民や地域に与えるマイナス影響や、自然環境へ与えた負荷はないと考える。

III 対応方針(案)

今後の事後評価の必要性	事業目標に対して目的を達成しており、事業の有効性が認められたため、今後の事後評価の必要性はない。
改善措置の必要性	事業目標に対する効果が発現しており、新たな課題も見られないため、改善措置の必要性はない。
同種事業に反映すべき事項	本事業は、公図混乱により長期間を要したが、他事業においても今後同様のことが起こる可能性があるため、発覚次第ただちに対策を講じ早期解決に努めて事業を円滑に進めていくことが必要である。

IV 事業評価監視委員会の意見

知多都市計画道路 3・4・14号荒尾大府線(加家工区)の対応方針(案)[改善措置等必要なし]を了承する。

V 対応方針

改善措置等必要なし